

令和7年1月6日

担当課名	土木部建設企画課
内線番号	3027
直通番号	095-894-3027
担当者名	小 倉・池 田

工事事故を起こした有資格業者の指名停止について(通知)

標記について、下記のとおり指名停止を行うこととしたのでお知らせします。

記

1. 指名停止となった有資格業者

名 称 株式会社 谷山建設
許可番号 知事許可 第3764号
所 在 地 佐世保市稻荷町29-7

2. 指名停止の期間

令和7年1月7日から令和7年1月20日まで(2週間)

3. 指名停止の理由

(株)谷山建設が受注した県北振興局発注の勝海(5)地区急傾斜地崩壊対策工事において、令和6年9月16日、安全管理措置の不適切により、仮設防護柵の組立作業を行っていた同社の作業員が約4m下の地面へ墜落し負傷する事故を起こしたことによる措置。

長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領

第2条「別表第1第6号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)」該当